

星のおうち新松戸 契約書

_____ (以下「保護者」という)と星のおうち新松戸 (以下「事業者」という) とは、事業者が保護者の乳幼児 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 歳児) (以下、「乳幼児」という) に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨に従って、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約期間は 2024年 4月 1日 から年度末 (3月 31日) までとします。契約満了の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、1年間更新することとします。ただし、3歳の誕生日を迎える年度末までを上限とします。

第3条 (事業所の目的及び運営の方針)

保育の提供場所は、以下の通りです。

名 称	星のおうち新松戸
所 在 地	千葉県松戸市新松戸 3-129-1
目的及び運営の方針	未来をつくりだす三つの基礎を身につけた子どもになることを目標とし、保育を提供します。 当事業所は、児童福祉法及びその他関連法令を遵守します。
運営会社	株式会社城南ナーサリー
法人の所在地・連絡先	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 22-2 電話：044-244-0571

第4条 (当事業における施設・設備等の概要)

(1) 施設

敷地	敷地全体	149.60 m ²		
	園 庭	なし		
園舎	構 造	鉄筋コンクリート		
	延べ面積	121.02 m ²		
	階 数	1階	建築年月	平成 18年 6月

(2) 主な設備

設備	部屋数
乳児室	1
ほふく室	
保育室	
調理室	1
事務室	1

第5条 (提供する保育の内容)

(1) 保育の提供

当事業所は、保育所保育指針 (平成 29年厚労告第 117号) に基づき、保育その他の便宜をおこないます。

(2) 年間行事予定

季節に合った行事を予定しています。詳細は「年間スケジュール」等でお知らせいたします。

(3) 1日の流れ

時刻	
7:00~	順次登園遊び
11:00	昼食
12:00	午睡
15:00	おやつ、遊び
16:00~	順次降園
18:00~	延長保育

※保育標準時間認定児童の1日の流れになります。

(4) 食事の提供

提供方法	当事業所内で調理し提供します
提供内容	献立表は毎月別途お知らせします。
アレルギーの対応	医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます

(5) 食事の提供時間

利用児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前の水分補給	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	月齢により異なる
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時45分頃	11時30分頃	15時30分頃	

第6条（連携協力の概要）

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力をを行います。

施設の種類	幼稚園	保育園
施設名称	大勝院幼稚園	みなみ新松戸保育園
所在地	千葉県松戸市大谷口 143	千葉県松戸市新松戸 1-82
連携協力の概要	集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う。	

第7条（職員の職種、員数及び職務の内容）

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとし、職員の職務は、児童福祉法、その他関係法令の定めるところによることとします。

職	員数	職務の内容
管理	1人（常勤専従）	職員及び業務の管理を一元的に行い、入所児童を全体的に把握し、事業所業務をつかさどる。
保育	入所児童数に応じて、以下の基準以上の数の職員を配置する。なお、うち1人に限り、保健師又は看護師を配置する場合がある。 乳児3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
嘱託	2人（嘱託）	健康診断の実施。 環境衛生、感染症予防等についての指導及び助言等を行う。
調理	2人	当社の栄養士の指導のもと作成された献立表に基づき、給食及びおやつを調理する。

※職員数が変動する可能性があります

第8条（保育を行う日及び時間帯）

当事業所において保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始（12月2

9日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

なお、下記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除く19時までの範囲内で、延長保育を提供します。（別途利用者負担が発生します。）

	提供日	提供時間
保育標準時間認定	月曜日～土曜日	7:00～18:00
保育短時間認定	月曜日～土曜日	A 8:00～16:00 B 8:30～16:30 C 9:00～17:00

第9条（利用者負担額等）

（1）当事業所が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

ア 利用児童の居住する市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料としてご負担いただきます。

イ 上記の保育料のほか、本事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

園児帽	900円
-----	------

物価変動の影響により徴収額を変動する場合があります。

上記のほか、以下の事項についてご負担いただくことを予定しています。

- ・写真代
- ・行事にかかる費用（交通費等）

上記に掲げる費用以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

ウ 延長保育料は以下のとおりとし、保育料と合算して支払うものとします

時 間		料 金
18:00～19:00（標準） ※土曜日を除く		50円/回・30分ごと
A 8:00～16:00（短）	A 7:00～8:00、16:00～19:00	50円/回・30分ごと
B 8:30～16:30（短）	B 7:00～8:30、16:30～19:00	
C 9:00～17:00（短）	C 7:00～9:00、17:00～19:00	

（2）利用者負担額等の納付方法

第9条（1）に係る費用については、毎月請求書を受領し当事業所が指定する金融機関へ振り込み手続きをおこなうこととなります。

ア 振込手数料は振込人の負担となります。

イ 毎月 25 日までにお支払いすることになります。

ウ 誤入金の返還方法は協議とさせていただきます

第 10 条 (利用定員)

総定員 19 人。内訳は次に掲げるとおりです。

(1) 保育時間の認定を受けた満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 16 人

(2) 保育時間の認定を受けた満 1 歳未満の児童 3 人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

第 11 条 (利用の開始及び終了に関する事項)

(1) 各種手続きについて

入 園	入園時には別紙で指定する書類をご提出下さい。
退 園	14 日前までに知らせるとともに、退園届をご提出下さい。
転園・休園	速やかに転(休)園届をご提出ください。

(2) 保育の提供の終了について

当事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

ア 満 3 歳に到達したとき。ただし、満 3 歳に到達した日の属する年度の 3 月 31 日までのほか、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

イ 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

第 12 条 (嘱託医)

当事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科 | 小児科

医療機関の名称	医療法人在団東京勤労者医療会 新松戸診療所
医 院 長 名	栄原 智文
所 在 地	千葉県松戸市新松戸 4-2-2 エフエフビル 1 階
電 話 番 号	047-343-9271

小児歯科

医療機関の名称	森山デンタルオフィス
---------	------------

医 院 長 名	森山 貴
所 在 地	千葉県松戸市新松戸 3-4-1
電 話 番 号	047-702-7200

第 13 条 (緊急時における対応方法及び非常災害対策)

(1) 利用児童の病状急変等への対応について

利用児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2) 非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応します。
災害時の避難場所	指定避難場所 新松戸中央公園
	広域避難場所 小金中学校
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。

(3) 管轄する関係機関

消防署	馬橋消防署
警察署	千葉県松戸警察署

第 14 条 (要望・相談の受付)

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

利用相談窓口	窓 口 担 当 者	峰香織
	ご 利 用 時 間	9:00～ 18:00
	電 話 番 号	047-712-2494
	F A X	047-710-3223
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		

第 15 条 (虐待の防止)

(1) 職員の虐待防止のための措置

利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

第16条 (保険に関する事項)

当事業所では、次の保険に加入しています。

経営者 賠償責任保険	施設所有者(管理者)賠償 + 生産物賠償 + 受託者賠償責任保険		
	対人賠償	1名 1億	1事故 5億円
	対物賠償		1事故 500万円
	受託者賠償のみの対物賠償		1事故 100万円
傷 害 保 険	死亡・後遺障害補償		100万円
	入院	日額	1,500円
	通院	日額	1,000円

保護者

<住所>

<氏名>

年 月 日

(事業者)

千葉県松戸市新松戸3-129-1

星のおうち新松戸

事務長 永田 将之

園長 峰 香織

印

第17条 (守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項)

(1) 正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知り得た利用児童及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。

(2) 利用児童の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

第18条 (本契約の定めのない事項)

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。また、保護者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約の定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意を持って協議の上決定します。

第19条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟する場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。